

IP通信網サービス契約約款

ソニービジネスソリューション株式会社
2011年12月22日

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づき、この契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)に基づきIP通信網サービスを提供します。

2 前項のほか、当社は、IP通信網サービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更するときは、当社のホームページ(<http://www.bit-drive.ne.jp/>)によるほか当社が別に定める方法により通知します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
5 IP通信網サービス取扱所	IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 IP通信網契約	当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約
7 IP通信網契約者	当社とIP通信網契約を締結している者
8 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
9 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
10 特定協定事業者	協定事業者のうち当社が別記15に定める者
11 取扱所交換設備	電気通信回線を收容するためにIP通信網サービス取扱所に設置される交換設備
12 加入契約回線	相互接続点を介して利用回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備
13 光アクセス回線	相互接続点を介してIP通信網と相互に接続する電気通信設備であって、協定事業者の光アクセスサービスに係る契約に基づいて相互接続点と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
14 DSL回線	相互接続点を介してIP通信網と相互に接続する電気通信設備であって、協定事業者のDSLサービスに係る契約に基づいて相互接続点と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
15 契約者回線	光アクセス回線又はDSL回線
16 利用回線	相互接続点を介してIP通信網と相互に接続する電気通信回線であって、特定協定事業者のIP通信網サービスに係る契約に基づいて相互接続点と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
17 端末回線	取扱所交換設備とその取扱所交換設備が設置されているIP通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線

18 利用回線等	利用回線、契約者回線、又は端末回線
19 第1種契約	当社から第1種IP通信網サービスの提供を受けるためのIP通信網契約
20 第1種契約者	当社と第1種IP通信網契約を締結しているIP通信網契約者
21 第2種契約	当社から第2種IP通信網サービスの提供を受けるためのIP通信網契約
22 第2種契約者	当社と第2種IP通信網契約を締結しているIP通信網契約者
23 第3種IP通信網契約	当社から第3種IP通信網サービスの提供を受けるためのIP通信網契約(臨時第3種IP通信網契約となるものを除きます。)
24 臨時第3種IP通信網契約	1ヶ月以内の利用期間を指定して当社から第3種IP通信網サービスの提供を受けるためのIP通信網契約
25 第3種契約	第3種IP通信網契約又は臨時第3種IP通信網契約
26 第3種IP通信網契約者	当社と第3種IP通信網契約を締結しているIP通信網契約者
27 臨時第3種IP通信網契約者	当社と臨時第3種IP通信網契約を締結しているIP通信網契約者
28 第3種契約者	当社と第3種IP通信網契約又は臨時第3種IP通信網契約を締結しているIP通信網契約者
29 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
30 自営端末設備	IP通信網契約者が設置する端末設備
31 自営電気通信設備	認定電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、自営端末設備以外のもの
32 技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に係る端末設備等の接続の技術的条件
33 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 IP通信網サービスの種類

(IP通信網サービスの種類)

第4条 当社が提供するIP通信網サービスには、次の種類があります。

第1種IP通信網サービス	契約者回線を使用して提供するIP通信網サービス
第2種IP通信網サービス	加入契約回線を設置して行うIP通信網サービス
第3種IP通信網サービス	端末回線を設置して行うIP通信網サービス

第3章 IP通信網サービスの提供区域等

(提供区域)

第5条 当社のIP通信網サービスに係る利用回線等の終端の設置場所は、別記1に定める提供区域内とします。

(IP通信網サービスの提供区間)

第6条 当社は、別記2に定める提供区間でIP通信網サービスを提供します。

第4章 IP通信網契約

第1節 第1種IP通信網契約

(第1種IP通信網サービスの品目等)

第7条 第1種IP通信網サービスには、料金表(適用)に規定する品目及び通信の態様による細目があります。

(契約の単位)

第8条 当社は、1の契約者回線につき1の第1種契約を締結します。この場合において、当社と第1種契約を締結する当事者は、1の第1種契約につき1人に限ります。

(第1種契約申込の方法)

第9種 第1種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第1種IP通信網サービスの品目及び細目
- (2) 利用回線に係る終端の場所
- (3) その他第1種契約の申込みの内容を特定するための事項

(第1種契約申込の承諾)

第10条 当社は、第1種契約の申込みがあった場合は、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、第1種契約の申込みがあった場合は、申込みのあった第1種IP通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その第1種契約の申込みを承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった第1種IP通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第1種契約の申込みをした者がIP通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その利用回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申し込み内容が特定協定事業者との相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) その他第1種IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第1種IP通信網サービスの品目等の変更)

第11条 第1種契約者は、第1種IP通信網サービスの品目等の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第10条(第1種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用回線に係る終端の場所の変更)

第12条 第1種契約者は、利用回線に係る終端の場所について、変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

(第1種IP通信網サービスの利用の一時中断)

第13条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第1種IP通信網サービスの利用の一時中断(当該第1種契約に基づいて利用する第1種IP通信網サービスに係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 第1種契約者には、前項の請求をしようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

(第1種契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第14条 第1種契約者が第1種契約に基づいて第1種IP通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(その他の契約内容の変更)

第15条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第9条(第1種契約申込の方法)に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第10条(第1種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第1種契約者が行う第1種契約の解除)

第16条 第1種IP通信網契約者には、第1種IP通信網契約を解除しようとするときは、第1種IP通信網契約を解除する1ヵ月前までにそのことを契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種契約の解除)

第17条 当社は、第38条(IP通信網サービスの利用停止等)各号の規定によりIP通信網サービスの利用停止等をされた第1種契約者がなおその原因事由を解消しない場合は、その第1種契約を解除することがあります。

2 当社は、第1種契約者が第38条各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が第1種IP通信網サービスに関する業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、IP通信網サービスの利用停止等を経ないで即座にその第1種契約を解除することがあります。

3 当社は、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを第1種契約者に通知します。

(特定協定事業者の契約の解除等に伴う第1種契約の扱い)

第18条 当社は、第1種契約者からその第1種契約に係る利用回線について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第1種契約を解除します。

2 前項に規定するほか、当社は、第1種契約者とその第1種契約に係る利用回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第1種契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

第19条 第1種契約に関するその他の提供条件については、別記3、別記4、別記10及び別記12に定めるところによります。

第2節 第2種IP通信網契約

(第2種IP通信網サービスの品目等)

第20条 第2種IP通信網サービスには、料金表(適用)に規定する品目及び通信の態様による細目があります。

(契約の単位)

第21条 当社は、1の加入契約回線につき1の第2種契約を締結します。この場合において、当社と第2種契約を締結する当事者は、1の第2種契約につき1人に限ります。

(第2種契約申込の方法)

第22条 第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1)IP通信網サービスの種類

(2)第2種IP通信網サービスの品目及び細目

(3)加入契約回線の終端の設置場所

(4)その他第2種契約の申込みの内容を特定するための事項

2 DSL回線に係る第2種契約の申込みについては、当該DSL回線の電気通信設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信設備等からの信号の漏洩又はDSL回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、そのDSL回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。)となる場合(以下「DSL方式に起因する事象」といいます。)があることを承諾の上、申込みをしていただきます。

3 第2種契約の申込みについては、当社が別に定める特定協定事業者に係るものについては、その契約約款を承諾の上、申込みをしていただきます。

(第2種契約申込の承諾)

第23条 当社は、第2種契約の申込みがあった場合は、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、第2種契約の申込みがあった場合は、申込みのあった第2種IP通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その第2種契約の申込みを承諾します。

3 当社は第2種契約の申込みがあった場合は、当社が別に定める特定協定事業者に係るものについては、その契約約款を承諾したものとみなします。

4 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。

す。

- (1) 申込みのあった第2種IP通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第2種契約の申込みをした者がIP通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その加入契約回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申し込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) その他第2種IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(加入契約回線の移転)

第24条 第2種契約者は、加入契約回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第23条(第2種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(協定事業者の契約解除等に伴う第2種契約の扱い)

第25条 当社は、第2種契約者からその第2種契約に係る加入契約回線について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第2種契約を解除します。但し、第2種契約者が加入契約回線に係る契約を解除すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合であって、その第2種契約者から第2種契約を継続したい旨の届出があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は、第2種契約者とその第2種契約に係る加入契約回線について協定事業者と契約を締結しているものが同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第2種契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

第26条 第2種IP通信網サービスの品目等の変更、第2種IP通信網サービスの利用の一時中断、第2種契約に基づく権利の譲渡の禁止、第2種契約者が行う第2種契約の解除、当社が行う第2種契約の解除及びその他の契約内容の変更については、第1種契約の場合に準じて取り扱います。

2 第2種契約に関するその他の提供条件については、別記3、別記4、別記10及び別記12に定めるところによります。

第3節 第3種IP通信網契約

(第3種IP通信網サービスの品目)

第27条 第3種IP通信網サービスには、料金表(適用)に規定する品目があります。

(契約の単位)

第28条 当社は、端末回線1回線ごとに1の第3種契約を締結します。この場合において、当社と第3種契約を締結する当事者は、1の第3種契約につき1人に限ります。

(契約の種別及び態様)

第29条 第3種IP通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 第3種IP通信網契約
- (2) 臨時第3種IP通信網契約

2 第3種IP通信網契約には、次の態様があります。

区分	態様
通常契約	回線冗長オプション契約以外のもの
回線冗長オプション契約	第35条(端末回線の冗長化)に規定する端末回線冗長化を行う場合に限り通常契約に付加して締結されるもの

(第3種契約申込の方法)

第30条 第3種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) IP通信網サービスの種類
- (2) 第3種IP通信網サービスの品目

- (3) 取扱所交換設備の所在場所
- (4) 端末回線の終端の設置場所
- (5) その他第3種契約の申込みの内容を特定するための事項

(第3種契約申込の承諾)

第 31 条 当社は、第3種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、第3種契約の申込みがあった場合は、申込みのあった第3種IP通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その第3種契約の申込みを承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった第3種IP通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難であると当社が判断するとき。
- (2) 第3種契約の申込みをした者がIP通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他第3種IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断するとき。

(端末回線の終端)

第 32 条 当社は、IP通信網サービス取扱所(第3種契約者との協議により当社が指定したIP通信網サービス取扱所とします。)内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に配線盤等を設置し、これを端末回線の終端とします。

2 前項の地点は、第3種契約者との協議により当社が定めます。

(端末回線の収容場所)

第 33 条 端末回線は、その端末回線の終端のあるIP通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

2 当社は、第3種IP通信網サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、端末回線を収容するIP通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(端末回線の移転)

第 34 条 第3種契約者は、端末回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 31 条(第3種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(端末回線の冗長化)

第 35 条 第3種IP通信網契約者は、回線冗長化オプション契約を締結することにより、端末回線冗長化(端末回線による通信を行うことができない状態(通信に著しい支障が生じ、通信を行うことができない状態と同程度の状態になる場合を含みます)となった場合に、回線冗長化オプション契約に係る端末回線に切り替えて通信を継続することができるようにするため、端末回線2回線を設置または接続することをいいます。以下同じとします。)を行うことができます。

2 第3種IP通信網契約者は、端末回線の冗長化にあつては、その端末回線に接続する自営端末設備に当社が定める設定をしていただく場合があります。

(その他の提供条件)

第 36 条 第3種IP通信網サービスの利用の一時中断、第3種契約に基づく権利の譲渡の禁止、第3種契約者が行う第3種契約の解除、当社が行う第3種契約の解除及びその他の契約内容の変更については、第1種契約者の場合に準じて取り扱います。

2 第3種契約に関するその他の提供条件については、別記3、別記4及び別記10ないし別記12に定めるところによります。

第5章 利用中止等

(IP通信網サービスの利用中止)

第 37 条 当社は、次の場合には、IP通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第40条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 利用回線等による利用により、他の利用回線等における通信が著しくふくそうしたとき、又はその恐れがあるとき、当社はそのふくそうを起こす原因となった利用回線等の通信を制限、または提供を中止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりIP通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをIP通信網契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(IP通信網サービスの利用停止等)

第38条 当社は、IP通信網契約者が次のいずれかに該当する場合は、3か月以内で当社が定める期間(そのIP通信網サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要することとなったIP通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのIP通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又はその恐れがあると当社が判断したとき。
- (2) 第57条(利用に係るIP通信網契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、利用回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の設置する電気通信回線を接続したとき。
- (4) 利用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を利用回線等から取り外さなかったとき。
- (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって、IP通信網サービスに関する当社の業務遂行、電気通信設備又は施設に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 IP通信網契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。)について、電気通信事業者その他第三者から異議申立てがあり、そのIP通信網契約者の電子メールの転送を継続して行うことがIP通信網サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、そのIP通信網契約者のIP通信網サービスの利用停止を行うことがあります。

3 当社は、前2項の規定によりIP通信網サービスの利用停止等をするときは、あらかじめその理由、利用停止等をする日及び期間を契約者に通知します。

なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(IP通信網サービスの接続休止)

第39条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、IP通信網契約者が該当するIP通信網サービスを全く利用できなくなったときは、そのIP通信網サービスについて接続休止(そのIP通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのIP通信網サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。

2 当社は、前項の規定により、接続休止しようとするときは、あらかじめ、そのIP通信網契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して最長1年間とし、1年を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

第6章 通信

(通信利用の制限等)

第40条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信であってのため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関にて利用されているIP通信網サービスであって、当社がそれら

の機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記5の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第7章 回線接続

(当社の電気通信回線との接続)

第 41 条 IP通信網契約者は、その利用回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線等と当社が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合において、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証するものでないことを条件として、その請求を承諾します。

3 IP通信網契約者には、その接続について、第1項の規定により契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合において、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 IP通信網契約者には、その接続を終了しようとするときは、あらかじめ、そのことを書面により契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に通知していただきます。

(他社回線との接続)

第 42 条 IP通信網契約者は、その利用回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線等と当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合において、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関して、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。

3 IP通信網契約者には、その接続について、第1項の規定により契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合において、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 IP通信網契約者には、その接続を終了しようとするときは、あらかじめ、そのことを書面により契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第43条 当社が提供するIP通信網サービスに係る料金は、料金表に規定する料金とし、当社が提供するIP通信網サービスの態様に応じて適用します。

2 当社が提供するIP通信網サービスに係る工事に関する費用は、第46条第1項に定める工事費に含まれるものとします。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第44条 IP通信網契約者は、IP通信網サービスの提供を開始した日から起算して当該IP通信網契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、定額利用料(料金表の(定額利用料))に規定する料金をいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりIP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、IP通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止等があったときは、IP通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、IP通信網契約者は、次の場合を除いて、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 IP通信網契約者の責めによらない理由により、IP通信網サービスを全く利用できない状態(IP通信網サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄又は3欄及びDSL方式に起因する事象に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 利用回線等の移転又は相互接続点の所在地の変更に伴って、IP通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料
3 IP通信網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

3 前項において、端末回線の冗長化を行う第3種IP通信網サービスについては、冗長を構成する2回線の契約を1つの契約とみなして取り扱います。

4 第1項の期間において、特定協定事業者の定める契約約款(料金表を含みます。)の規定による利用の一時中断、利用停止又は特定協定事業者との契約の解除その他IP通信網契約者に帰する理由により、利用回線等に係る通信を行うことができなくなった場合であっても、IP通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第45条 IP通信網契約者は、料金表第2(手続きに関する料金)に定める手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第46条 IP通信網契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けた場合は、当社が別に定める工事費の支払いを要します。この場合において、支払いを要する工事費の額は、料金表第3(工事に関する費用(工事費))に定める工事費の額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、工事の着手前にそのIP通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除

等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 IP通信網契約者には、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した費用を負担していただきます。

第3節 料金の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第 47 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 48 条 IP通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに一括して支払っていただきます。

(延滞利息)

第 49 条 IP通信網契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第9章 最低利用期間

(最低利用期間)

第 50 条 下記のIP通信網サービスには、次のとおり最低利用期間があります。

サービスの種類	最低利用期間
第1種IP通信網サービス	当該IP通信網サービスの提供を開始した日から起算して1ヶ月間
第2種IP通信網サービス	当該IP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間
第3種IP通信網サービス(臨時第3種IP通信網契約に係るものを除きます。)	当該IP通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間

2 最低利用期間のあるIP通信網サービスに係るIP通信網契約者には、前項の最低利用期間内にIP通信網契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

第10章 保守

(IP通信網契約者の維持責任)

第 51 条 IP通信網契約者は、その利用回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準に適合するよう維持していただきます。

(IP通信網契約者の切分責任)

第 52 条 IP通信網契約者には、自営端末設備又は自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、IP通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、IP通信網契約者から要請があったときは、当社は、IP通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をIP通信網契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により、当社の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、IP通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、IP通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要

する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 53 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、或いは復旧することができないときは、第 40 条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記5の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第 54 条 当社は、IP通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのIP通信網サービスが全く利用できない状態(当該IP通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該IP通信網契約者の損害を賠償します。

2 前項に規定するIP通信網サービスが全く利用できない状態には、DSL 方式に起因する事象は含みません。

3 第1項の場合において、当社は、IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限り、)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該IP通信網サービスに係る料金表の(定額利用料)に規定する料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

4 第1項及び第3項において、端末回線の冗長化を行う第3種 IP 通信網サービスについては、冗長を構成する2回線の契約を1つの契約とみなして取り扱います。

5 第1項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

6 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりIP通信網サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(免責)

第 55 条 当社は、利用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、IP通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第56条 当社は、IP通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等、IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

(利用に係るIP通信網契約者の義務)

第57条 IP通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障がないと、当社が認めた場合を除いて、その利用回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 端末回線の冗長化を行う場合において、その目的外の態様で端末回線で通信を行わないこと。
- (6) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、IP通信網サービスを利用しないこと。

なお、別記14に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

- (7) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を用いて前各号に定める禁止行為を他人に行わせないこと。

2 IP通信網契約者は、前項の規定に違反してその利用回線等を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(債権の譲渡)

第58条 当社は、IP通信網契約により生じたすべての債権について、それぞれの債権の発生と同時に、当社が別記6に定める第三者(以下単に「第三者」といいます。)に譲渡することができるものとし、IP通信網契約者は、これを承認していただきます。

2 前項の債権について、IP通信網契約者が一定の期間を経過してもなお支払わないときは、当社は、その債権を第三者から買い戻し、当該IP通信網契約者に再請求することができるものとし、IP通信網契約者は、これを承認していただきます。

3 前二項において第三者および当社は、IP通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(利用回線等の設置場所の提供等)

第59条 IP通信網契約者からの利用回線等の設置場所の提供等については、当社が別記7に定めるところによります。

(IP通信網サービスの技術的事項)

第60条 IP通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別記8に定めるとおりとします。

(IP通信網契約者の氏名等の通知)

第61条 当社は、協定事業者から請求があったときは、IP通信網契約者(その協定事業者とIP通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第62条 IP通信網契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要なIP通信網契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(技術資料の閲覧)

第 63 条 当社は、IP通信網サービス取扱所において、IP通信網サービスを利用するうえでの参考となる別記9に定める技術資料を閲覧に供します。

(法令に関する規定)

第 64 条 IP通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第 65 条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 66 条 IP通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 13 に定めるところによります。

別記

1 IP通信網サービスの提供区域等

(1) 第1種IP通信網サービスに係る契約者回線の終端の設置場所は、次に掲げる区域内とします。

A.別記 15(1)アに定める特定協定事業者にかかるもの

区域
全国

(注) 上記の区域内であっても、契約者回線に係る協定事業者の事情等により提供できない場合があります。

B.別記 15(1)イに定める特定事業者に係るもの

区域
全国

(注) 上記の区域内であっても、契約者回線に係る協定事業者の事情等により提供できない場合があります。

(2) 第2種IP通信網サービスに係る利用回線の終端の設置場所は、次に掲げる区域内とします。

区域
全国

(注) 上記の区域内であっても、利用回線に係る協定事業者の事情等により提供できない場合があります。

(3) 第3種IP通信網サービスに係る端末回線の終端の設置場所は、次に掲げる区域内とします。

区域
東京都江東区の一部 東京都文京区の一部

(4)

2 IP通信網サービスの提供区間

区分	提供区間
第1種IP通信網サービス	(1) 利用回線の終端相互間 (2) 利用回線の終端と端末回線の終端、特定装置、加入契約回線、相互接続点との間
第2種IP通信網サービス	(1) 加入契約回線の終端相互間 (2) 加入契約回線と端末回線の終端、契約者回線の終端、特定装置、相互接続点との間
第3種IP通信網サービス	(1) 端末回線の終端相互間 (2) 端末回線の終端と契約者回線の終端、特定装置、加入契約回線、相互接続点との間

3 氏名等の変更

- 契約者には、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかにIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 契約者の地位の承継

- 相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、地位を継承した者(相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割後の承継会社)は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、すみやかに契約当事者を1名にしぼったうえで、当社に届け出ていただきます。
- 当社は、前項の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

5 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞社に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます))を供給することを主な目的とする通信社

6 債権の譲渡

当社が債権譲渡する第三者とは、SFIリーシング株式会社とします。

7 利用回線等の設置場所の提供等

- (1) 利用回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が利用回線等を設置するために必要な場所は、そのIP通信網契約者から提供していただきます。
ただし、IP通信網契約者から要請があったときは、当社は、その利用回線等の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社が約款に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、IP通信網契約者から提供していただくことがあります。
- (3) IP通信網契約者には、利用回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために必要な宅内配線及び管路等の設備については、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

8 基本的な技術的事項

- (2) 第2種IP通信網サービス及び第3種IP通信網サービスに係るもの

区分	規格
100BASE-TX 接続に係るもの	IEEE802.3u 100BASE-TX 標準

9 IP通信網サービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電気的条件 (3) 論理的条件
--

10 自営端末設備の接続

- (1) IP通信網契約者は、その利用回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準に適合することについて指定認定機関(省令で定めるところにより総務大臣が別に告示して指定した者をいいます。)の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求の承諾があったときは、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。ただし、事業法第51条第2項に定める検査不要の場合に該当するときは、この限りではありません。
- (3) 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (4) 当社は、(1)の請求について、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - A. その接続が技術基準に適合しないとき。
 - B. その接続が事業法第49条第1項の「総務省令で定める場合」に該当するとき。
- (5) IP通信網契約者は、事業法第53条第1項の「工事担任者資格者証の交付を受けている者」(以下「工事担任者」といいます。)に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同条同項の「総務省令で定める場合」に該当するときは、この限りではありません。
- (6) IP通信網契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) IP通信網契約者は、その接続を終了しようとするときは、あらかじめ、そのことを書面により契約事務を行

うIP通信網サービス取扱所に通知していただきます。

11 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、利用回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、IP通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、IP通信網契約者には、正当な理由がある場合その他総務省令で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準に適合していると認められないときは、IP通信網契約者には、その自営端末設備を利用回線等から取りはずしていただきます。

12 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

13 IPアドレスに係る申請手続の代行等

- (1) 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、その契約者に代わってJPNIC又はその業務を代行する機関(以下JPNIC等)にそのIP通信網契約に係るIPアドレス(インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。)の割当ての申請手続き等を行います。この場合、IP通信網契約者には、JPNIC等に対して支払を要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) (1)の場合、IP通信網契約者には、料金表第5(附帯サービスに関する料金)に規定する手数料を支払っていただきます。
- (3) 上記規定に関わらず、JPNIC等が決定する方針の変更その他外部条件の変化等により、料金額、その他条件を変更することがあります。

14 通信網サービスにおける禁止行為

- (1) 第三者又は当社の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 第三者又は当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 第三者又は当社を差別もしくは誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、又は結びつくおそれのある行為。
- (5) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信・掲載する行為。
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (7) 事実と反する情報を送信・掲載する行為、又は情報を改ざん・消去する行為。
- (8) 第三者又は当社が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
- (9) 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、広告宣伝、勧誘を目的とするメールを送信する行為。
- (10) 前号に掲げる禁止行為を行うための手段として、架空メールアドレスに宛てたメールの送信をする行為。
- (11) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール(嫌がらせメール、迷惑メール)を送信する行為。
- (12) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
- (13) 他人になりすましてIP通信網サービスを利用する行為(偽装のためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含む)。
- (14) 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、広告宣伝、勧誘を目的として送信されたメール(本号においてはIP通信網サービスを利用して送信されたか否かを問わないものとします。)の受信者を特定のURL又は特定のサービスに導く目的で当社のIP通信網サービスを利用し、当社の社会的信用を毀損する行為。(IP通信網サービスが当社の社会的信用を毀損する態様で利用されている旨の通知を当社から受けたにも拘わらず、IP通信網契約者が、同契約者にとって可能な是正措置を正当な理由なくして相当な期間内に講じることが怠った場合を含みます。)
- (15) 平均的な利用を著しく上回る大量の通信量(トラフィック)を発生させ、当社あるいは第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為、あるいはその恐れのある行為。
- (16) 前各号に定める行為を助長する行為。

- (17) 前各号に該当する虞があると当社が判断する行為。
- (18) その他、第三者又は当社の権利を侵害すると当社が判断した行為。
- (19) 前各号に明示されたもののほか、法令(主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインも含まれます。)に反する行為。

15 特定協定事業者

- (1) 契約者回線に係るもの
 - ア 東日本電信電話株式会社
 - イ 西日本電信電話株式会社

- (2) 利用回線に係るもの
 - イー・アクセス株式会社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、月額料金(定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。)については、暦月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、月額料金については、暦月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。

(月額料金の日割)

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、その月の月額料金を利用日数に応じて日割します。
 - (1) 月の初日以外の日によりIP通信網サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 月の初日以外の日によりIP通信網契約の解除があったとき。
 - (3) (1)及び(2)の場合を除いて、月の初日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。))。
 - (4) 第44条(定額利用料の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- 5 4の規定による月額料金の日割は、その月の日数により行います。この場合において、第44条(定額利用料の支払義務)第2項第3号の表の1欄に規定する月額料金の算定にあたっては、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算します。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 IP通信網契約者には、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 9 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(消費税相当額の加算)

- 10 第44条(定額利用料の支払義務)から第46条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。
(注)この料金表に定める税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算された額は、支払いを要する額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用)

- 12 IP通信網契約者には、最低利用期間内にその契約の解除があった場合(第17条(当社が行う第1種契約の解除)第3項の場合及びそれに準じる場合を除きます。)は、第44条(定額利用料の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

第1 定額利用料

1 第1種 IP 通信網に係るもの

(1) 適用

料金の適用																									
第1種IP通信網サービスに係る料金の適用	<p>当社は 第1種IP通信網サービスに係る料金額を適用するにあたり、次表のとおり品目及び通信の態様による細目を定めます。</p> <p>1 通信の態様による細目</p> <p>ア 利用回線の細目による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光アクセスメニュー</td> <td>その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5に係るもの</td> </tr> <tr> <td>DSLアクセスメニュー</td> <td>その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー4 (当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの</td> </tr> <tr> <td>ISDNアクセスメニュー</td> <td>その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー3 (当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 第1種IP通信網サービスに係る通信は、利用回線等の終端、相互接続点及びその他当社が必要により設置する電気通信設備との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>イ IPバージョンの細目による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリ1</td> <td>IPv4による IP 通信網サービス</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ2</td> <td>IPv4と IPv6による IP 通信網サービス</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ3</td> <td>IPv6による IP 通信網サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 カテゴリ2及びカテゴリ3は利用回線の細目による区別の光アクセスメニューに限り提供します。</p> <p>ウ 光アクセスメニューの細目による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>その利用回線が別記 15(1)アに定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mb/s 品目のプラン1及び1Gb/s 品目のものに限ります。)に係るもの。または、その利用回線が別記 15(1)イに定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mb/s 品目のプラン1及び1Gb/s 品目のプラン2のものに限ります。)に係るもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mb/s 品目のプラン2のものに限ります。)に係るもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>その利用回線が別記 15(1)イに定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	光アクセスメニュー	その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5に係るもの	DSLアクセスメニュー	その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー4 (当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの	ISDNアクセスメニュー	その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー3 (当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの	区分	内容	カテゴリ1	IPv4による IP 通信網サービス	カテゴリ2	IPv4と IPv6による IP 通信網サービス	カテゴリ3	IPv6による IP 通信網サービス	区分	内容	タイプ1	その利用回線が別記 15(1)アに定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mb/s 品目のプラン1及び1Gb/s 品目のものに限ります。)に係るもの。または、その利用回線が別記 15(1)イに定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mb/s 品目のプラン1及び1Gb/s 品目のプラン2のものに限ります。)に係るもの	タイプ2	その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mb/s 品目のプラン2のものに限ります。)に係るもの	タイプ3	その利用回線が別記 15(1)イに定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5
	区分	内容																							
	光アクセスメニュー	その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5に係るもの																							
	DSLアクセスメニュー	その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー4 (当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの																							
	ISDNアクセスメニュー	その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー3 (当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの																							
	区分	内容																							
	カテゴリ1	IPv4による IP 通信網サービス																							
	カテゴリ2	IPv4と IPv6による IP 通信網サービス																							
	カテゴリ3	IPv6による IP 通信網サービス																							
	区分	内容																							
タイプ1	その利用回線が別記 15(1)アに定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mb/s 品目のプラン1及び1Gb/s 品目のものに限ります。)に係るもの。または、その利用回線が別記 15(1)イに定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mb/s 品目のプラン1及び1Gb/s 品目のプラン2のものに限ります。)に係るもの																								
タイプ2	その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mb/s 品目のプラン2のものに限ります。)に係るもの																								
タイプ3	その利用回線が別記 15(1)イに定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5																								

	ー1(1Gb/s 品目のプラン3のものに限ります。)、メニュー5ー2(1 Gb/s品目に限ります。)に係るもの
タイプ4	その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5に係るものであり、タイプ1、2、3で規定したもの以外のもの 但し、別記 15(1)アに特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5のⅡー2型に係わるもの、別記 15(1)イに特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5ー1の 1Gb/s 品目 プラン1のものは除く

エ DSLアクセスメニューの細目による区別

区分	内容
タイプ1	その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー4タイプ1に係るもの
タイプ2	その利用回線が別記 15(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー4タイプ2に係るもの

オ IPv4アドレス数による区別

区分	内容
プラン1	その第1種契約に係るIPv4 アドレスの数が、1個のもの
プラン2	その第1種契約に係るIPv4 アドレスの数が、8個のもの
プラン3	その第1種契約に係るIPv4 アドレスの数が、16個のもの
備考	1 カテゴリ1及びカテゴリ2に限り提供します。 2 プラン1は、光アクセスメニューに係るタイプ2及びタイプ3並びにDSLアクセスメニューに限り提供します。 3 プラン2及びプラン3は、光アクセスメニューに係るタイプ1及びタイプ2に限り提供します。 4 プラン4及びプラン5は、光アクセスメニューに係るタイプ1に限り提供しません。

(2) 料金額(定額利用料)

A. 光アクセスメニューに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

区分			料金額
カテゴリ1	タイプ1	プラン1	税抜額 65,000 円(税込額 68,250 円)
		プラン2	税抜額 99,000 円(税込額 103,950 円)
		プラン3	税抜額 126,000 円(税込額 132,300 円)
	タイプ2	プラン1	税抜額 14,800 円(税込額 15,540 円)
		プラン2	税抜額 20,800 円(税込額 21,840 円)
		プラン3	税抜額 40,800 円(税込額 42,840 円)
	タイプ3	プラン1	税抜額 11,100 円(税込額 11,655 円)

		プラン2	税抜額 20,100 円(税込額 21,105 円)
	タイプ4	プラン1	税抜額 9,700 円(税込額 10,185 円)
		プラン2	税抜額 17,000 円(税込額 17,850 円)
カテゴリ2	タイプ1	プラン1	税抜額 65,000 円(税込額 68,250 円)
		プラン2	税抜額 99,000 円(税込額 103,950 円)
		プラン3	税抜額 126,000 円(税込額 132,300 円)
	タイプ3	プラン1	税抜額 11,100 円(税込額 11,655 円)
		プラン2	税抜額 20,100 円(税込額 21,105 円)
	タイプ4	プラン1	税抜額 9,700 円(税込額 10,185 円)
プラン2		税抜額 17,000 円(税込額 17,850 円)	
カテゴリ3	タイプ1		税込額 65,000 円(税込額 68,250 円)
	タイプ3		税抜額 11,100 円(税込額 11,655 円)
	タイプ4		税込額 9,700 円(税込額 10,185 円)

B. DSLアクセスメニューに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料金額
タイプ1	プラン1	税抜額 6,600 円(税込額 6,930 円)
タイプ2	プラン1	税抜額 8,600 円(税込額 9,030 円)

C. ISDNアクセスメニューに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料金額
プラン1		税抜額 4,500 円(税込額 4,725 円)
プラン2		税抜額 6,800 円(税込額 7,140 円)

2 第2種 IP 通信網に係るもの

(1) 適用

料金の適用					
第2種IP通信網サービスに係る料金の適用	<p>当社は、第2種IP通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり品目及び通信の態様による細目を定めます。</p> <p>1. 品目</p> <p>(1)DSLアクセスに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12Mbit/s</td> <td>利用回線の終端への伝送方向については最大 12.512Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 1.024Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>ア 当社は、当社の提供区間と利用回線に係る協定事業者の提供区間を合せて、第2種契約に係る定額利用料を設定します。</p> <p>イ 第2種IP通信網サービスに係る通信は、利用回線等の終端、相互接続点、及びその他当社が必要により設置する電気通信設備との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p>	品 目	内 容	12Mbit/s	利用回線の終端への伝送方向については最大 12.512Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 1.024Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容				
12Mbit/s	利用回線の終端への伝送方向については最大 12.512Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 1.024Mbit/s までの符号伝送が可能なもの				

2 通信の態様による細目	
1項で定める品目について以下の区分を設けます	
ア 伝送方式による区別	
区分	内容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	利用回線毎に中継パスを設定するもの
イ IPv4アドレス数による区別	
区 分	内 容
ア. プラン1	IPv4アドレスを1個に限り提供するもの
イ. プラン2	IPv4アドレスを8個に限り提供するもの
ウ. プラン3	IPv4アドレスを16個に限り提供するもの

(2) 料金額(定額利用料)

A.DSLアクセスに係るもの

1DSL回線ごとに月額

区分			料金額
12Mbit/s	タイプ1	プラン1	電話重畳型 税抜額 12,200 円(税込額 12,810 円)
			電話非重畳型 税抜額 14,000 円(税込額 14,700 円)
備考			
ア 電話重畳型のものは、協定事業者の契約約款又は料金表に規定するDSL等接続専用サービス(利用回線型サービスのもの)に限ります。)に係るDSL回線を使用して行うものをいいます。			
イ 電話非重畳型のものは、協定事業者の契約約款又は料金表に規定するDSL等接続専用サービス(契約者回線型サービスのもの)に限ります。)に係るDSL回線を使用して行うものをいいます。			

3 第3種 IP 通信網に係るもの

(1) 適用

料金の適用															
第3種IP通信網サービスに係る料金の適用	<p>当社は、第3種IP通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり品目を定めます。</p> <p>ア. IPバージョンの細目による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリ1</td> <td>IPv4によるIP通信網サービス</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ2</td> <td>IPv4とIPv6によるIP通信網サービス</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ3</td> <td>IPv6によるIP通信網サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 通信規格の細目による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100base-tx</td> <td>100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1000base-t</td> <td>1000Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 第3種IP通信網サービスに係る通信は、利用回線等の終端、相互接続点、及びその他当社が必要により設置する電気通信設備との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p>	区分	内容	カテゴリ1	IPv4によるIP通信網サービス	カテゴリ2	IPv4とIPv6によるIP通信網サービス	カテゴリ3	IPv6によるIP通信網サービス	品目	内容	100base-tx	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1000base-t	1000Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
区分	内容														
カテゴリ1	IPv4によるIP通信網サービス														
カテゴリ2	IPv4とIPv6によるIP通信網サービス														
カテゴリ3	IPv6によるIP通信網サービス														
品目	内容														
100base-tx	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの														
1000base-t	1000Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの														
長期継続利用に係る定額利用料の適用	<p>ア 当社は、第3種契約者から、第3種IP通信網サービスについて、次表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、(2)料金額に規定する定額利用料の額から同表に規定する額を減額して適用します。</p>														

種 類	継続して利用 する期間	定額利用料の減額 (月額)
3年利用	3年間	2-1に規定する定額利用料に 0.1 を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(第3種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日)から適用します。

ウ 長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、第3種IP通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止等があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る第3種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る第3種契約者には、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の 10 日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用に係る第3種契約者には、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用額に 0.75 を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(2) 料金額(定額利用料)

A. 第3種IP通信網契約に係るもの

1 端末回線ごとに月額

区分	料金額	
カテゴリ1	100base-tx に係るもの	当社が別に定める料金額
	1000base-tx に係るもの	当社が別に定める料金額
カテゴリ2	100base-tx に係るもの	当社が別に定める料金額
	1000base-tx に係るもの	当社が別に定める料金額
カテゴリ3	100base-tx に係るもの	当社が別に定める料金額
	1000base-tx に係るもの	当社が別に定める料金額

B. 臨時第3種IP通信網契約に係るもの

1 端末回線ごとに日額

当社が別に定める料金額

第2 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金は、次のとおりとします。

種 別	内 容
契約事務手数料	IP通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 ただし、第1種、第2種及び第3種サービスのプラン1に係る申込みには適用しません。

2 料金額

区 分	単 位	手数料の額
契約事務手数料	1の契約ごとに	税抜額 15,000 円(税込額 15,750 円)

第3 工事に関する費用(工事費)

1 適用

工事費の適用については、次のとおりとします。

区分	内容
工事費の適用	工事費は、1の工事ごとに適用します。
備考	特殊な工事、夜間・休日の工事、危険が伴う工事等に関しては、別途実費費用をいただく場合があります。

2 工事費の額

IP通信網サービスの提供の開始又はその他の契約内容の変更に関する工事

(1) 第1種IP通信網サービスに適用する工事費

1の工事ごとに

区分	工事費の額
開通設定工事費	税抜額 3,000 円(税込額 3,150 円)

(2) 第2種IP通信網サービスに適用する工事費

A. DSL回線に係るもの

a 回線開通工事に係るもの

1の工事ごとに

区分	工事費の額
DSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が違うもの(品目が 12Mbit/s プラン4に限ります。)	税抜額 16,500 円(税込額 17,325 円)
DSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が違うもの(品目が 12Mbit/s プラン1、プラン2、プラン3のものに限ります。)	税抜額 9,000 円(税込額 9,450 円)

b a以外のもの

1の工事ごとに

区分	工事費の額
接続事業者調整工事費	税抜額 800 円(税込額 840 円)
回線調整工事費(基本)	税抜額 10,900 円(税込額 11,445 円)
回線調整工事費(回線収容替え作業)	税抜額 8,600 円(税込額 9,030 円)
回線調整工事費(ブリッジタップ外し作業)	税抜額 9,700 円(税込額 10,185 円)
保安器交換費	税抜額 9,300 円(税込額 9,765 円)
保安器交換費加算額 (回線収容替えと同時工事の場合)	税抜額 4,800 円(税込額 5,040 円)
保安器交換費加算額 (ブリッジタップ外しと同時工事の場合)	税抜額 4,800 円(税込額 5,040 円)
DSLモデム設置派遣工事費	税抜額 17,000 円(税込額 17,850 円)
DSLモデム撤去派遣工事費	税抜額 11,000 円(税込額 11,550 円)
DSLモデム設定変更派遣工事費	税抜額 11,000 円(税込額 11,550 円)
DSLモデム変更費	実費
DSL回線変更手続費	税抜額 3,000 円(税込額 3,150 円)
宅内診断工事費	実費
屋内配線撤去工事費	70,000 円(税込額 73,500 円)

(3) 第3種IP通信網サービスに適用する工事費

1の工事ごとに

区分	工事費の額
配線工事費	実費
端末回線の冗長化に係る設定工事費	50,000 円

第4 附帯サービスに関する料金

1 適用

附帯サービスに関する料金の適用については、別記 13(IPアドレスに係る申請手続の代行等)の規定及び本表に定めるとおりとします。

2 別記 13に係る料金額

(1) IPアドレス登録手数料

区分	単位	手数料の額
登録料	1の登録ごとに	無料

*JPNIC等への登録料を含みます。

3 その他付帯サービスに係る料金額

第2種サービスに係る端末設備のレンタルについて

a DSL回線に係るもの

区分	単位	工事費の額
端末機器使用料	1の端末ごとに月額	税抜額 500 円(税込額 525 円)
適用 1 DSL回線に係る特定事業者が提供する端末設備(以下、DSL モデムという)は、DSL 回線に係る特定事業者の提供条件に基づきます。 2 端末機器使用料についてはDSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が違うもの(品目が 12Mbit/s,8Mbit/s 及び 1.5Mbit/s プラン 4 のもの)に限ります。)を契約する第2種契約者に適用します。 3 2の第2種契約者は上記料金の支払いを要します。 4 本端末機器は第2種 IP 通信網契約の終了後、1ヶ月以内に当該 DSL 回線に係る特定事業者に戻却することが必要です。 5 期限を越えても返却されない場合 1 台あたり未返却時負担金(実費相当額)の支払いが必要となります。		

b 光アクセス回線に係るもの

区分	単位	工事費の額
端末機器使用料	1の端末ごとに月額	税抜額 1,000 円(税込額 1,050 円)
適用 1 光アクセス回線に係る協定事業者が提供する端末設備(以下、メディアコンバーターという)は、光アクセス回線に係る協定事業者の提供条件に基づきます。 2 第2種契約者は上記料金の支払いを要します。 3 メディアコンバーターは第2種 IP 通信網契約の終了後、回収します。 4 本利用料には、メディアコンバーターの故障発生時のオンサイト交換業務が含まれます。 5 前項に関わらず、契約者の故意過失による故障の場合及び契約者の要望によりメディアコンバーターを交換する場合は、工事費用として 16,000 円の支払いが必要となります。		

(3) 第 1 種サービスの保守一元サービスに係る受付の代行について

区分	単位	料金額
保守一元サービスに係る料金	1の契約者回線ごとに月額	税抜額 1.500 円(税込額 1.575 円)
適用 1. 当社は第 1 種契約者から請求があったとき、その第1種契約に係る特定協定事業者の提供する契約者回線の故障等に係る保守一元サービス(契約者が特定協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うものをいいます。)を提供します。 2. 特定協定事業者の提供する契約者回線(DSL回線又は光アクセス回線)の修理、復旧の対応時間は、契約者と特定協定事業者との契約(保守の態様による細目)によります。 3. 上記規定にかかわらず、特定事業者が決定する方針の変更その他外部条件の変化等により、料金額、その他条件を変更することがあります。		

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 12 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 8 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 12 年 11 月 1 日から実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施の際、この改正規定による改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)に規定する第3種総合IP通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款(以下「改正後約款」といいます。)に規定する第3種総合IP通信網サービス(専用型)とみなします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後規定にこれに相当する規定があるときは、改正後規定の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 2 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 3 月 1 日から実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった工事に関する費用、附帯サービスに関する料金、その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後規定にこれに相当する規定があるときは、改正後規定の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった工事に関する費用、その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、改正前規定の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 9 月 1 日から実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第5種IP通信網サービスの提供を受けている第5種IP通信網契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定による第5種IP通信網サービス(タイプ2)の提供を受けている第5種契約者とみなして取り扱います。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により臨時第5種IP通信網サービスの提供を受けている臨時第5種IP通信網契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定による第5種IP通信網サービス(タイプ1(プラン2に係るものに限ります。))の提供を受けている臨時第5種IP通信網契約者とみなして取り扱います。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 9 月 7 日から実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第2種IP通信網サービスの提供を受けている第2種IP通信網契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定による第2種IP通信網サービスDSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が異なるもの(プラン1に係るものに限ります。)の提供を受けている第2種契約者とみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 12 月 1 日から実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施の前に、第1種IP通信網サービス及び第2種IP通信網サービスに係るサービス提供地域の一部又は全部において、当社の業務上やむを得ない理由により、当該改正に係る符号伝送速度変更の工事を行います。この場合、工事の完了したサービス提供地域に係る第1種契約及び第2種契約については、実施期日の前においても、工事の完了した日の翌日から改定規定を実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 11 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 1 月 24 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった工事に関する費用、その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、改正前規定の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 4 月 24 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 5 月 8 日から実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第2種IP通信網サービスDSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が同じもの(プラン2に係るものに限り、)の提供を受けている第2種IP通信網契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定による第2種IP通信網サービスDSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が同じもの(品目が512Kbit/sのものであってプラン1に係るものに限り、)の第2種契約者とみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 7 月 8 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 9 月 12 日から実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供を受けている第2種IP通信網契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定による第2種IP通信網サービスの料金表第1定額利用料1適用(2)2ア(DSL回線の細目による区別)で定めるタイプ1の第2種契約者とみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 10 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 12 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 2 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 5 月 12 日から実施します。

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定の第1 定額利用料 1 適用(2)第2種IP通信網サービスに係る料金の適用、2通信の態様による細目 イIPアドレス数による区別に定めるプラン2により提供を受けている第2種IP通信網契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるプラン3、プラン3により提供を受けている第2種IP通信網契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるプラン4とみ

なして取り扱います。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 23 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、速やかに実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定の第1定額利用料 1適用(6)第1種IP通信網サービスに係る料金の適用、2通信の態様による細目 イIPアドレス数による区別に定めるプラン1により提供を受けている第1種IP通信網契約者は改正後の規定によるプラン2、プラン2により提供を受けている第1種IP通信網契約者は改正後の規定によるプラン3、プラン3により提供を受けている第1種IP通信網契約者は改正後の規定によるプラン4、プラン4により提供を受けている第1種IP通信網契約者は改正後の規定によるプラン5とみなして、この改正規定実施の日より取り扱います。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 16 日から実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定の第1定額利用料 1適用(6)第1種IP通信網サービスに係る料金の適用により提供を受けている第1種IP通信網契約者は改正後の規定によるメニュー1とみなして、この改正規定実施の日より取り扱います。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、届出期間終了後、速やかに実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 2 月 2 日から実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 5 月 6 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 5 月 31 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 6 月 1 日から実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄のIP通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄のIP通信網サービスとみなします。

改正前	改正後
第5種IP通信網サービス	第2種IP通信網サービス
第6種IP通信網サービス	第5種IP通信網サービス
第7種IP通信網サービス	第1種IP通信網サービス

(料金等の支払に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(損害賠償に関する経過措置)

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 5 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 5 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 2 月 8 日から実施します。

(経過措置)

2 当社が改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)の規定で締結している次表の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。右欄の契約にかかる細目等については、本附則の3に規定するするものとしします。

<p>第2種IP通信網サービス</p> <p>A. DSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が同じもの</p> <p>1.5Mbit/s タイプ1(商品名:)</p> <p>512Kbit/s タイプ1(商品名:)</p> <p>B.DSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が異なるもの</p> <p>1.5Mbit/s タイプ1(商品名:)</p> <p>10Mbit/s タイプ1(商品名:)</p> <p>8Mbit/s タイプ2(商品名:)</p>	<p>旧第2種IP通信網サービス</p> <p>A. DSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が同じもの</p> <p>1.5Mbit/s タイプ1(商品名:)</p> <p>512Kbit/s タイプ1(商品名:)</p> <p>B.DSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が異なるもの</p> <p>1.5Mbit/s タイプ1(商品名:)</p> <p>10Mbit/s タイプ1(商品名:)</p> <p>8Mbit/s タイプ2(商品名:)</p>
--	---

3 旧第2種IP通信網サービスの料金の適用、料金額等については以下の通りとします。

(1) 料金の適用

旧第2種IP通信網サービスに係る料金の適用については、第44条(定額利用料の支払義務)及び第46条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします

料金の適用															
<p>旧第2種IP通信網サービスに係る料金の適用</p>	<p>当社は、旧第2種IP通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり品目を設定します。</p> <p>次表のとおり品目及び通信の態様による細目を定めます。</p> <p>1. 品目</p> <p>(1)DSL回線に係るもの</p> <p>A. DSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が同じもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5Mbit/s</td> <td>最大 1.536Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>512Kbit/s</td> <td>最大 512kbit/s までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>ア 当社は、当社の提供区間とDSL回線に係る協定事業者の提供区間を合せて、旧第2種契約に係る定額利用料を設定します。</p> <p>イ 旧第2種IP通信網サービスに係る通信は、利用回線等の終端、相互接続点、及びその他当社が必要により設置する電気通信設備との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>B.DSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が異なるもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mbit/s</td> <td>DSL回線の終端への伝送方向については最大 10.592Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 1.024Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8Mbit/s</td> <td>DSL回線の終端への伝送方向については最大 8.064Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 1.024Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1.5Mbit/s</td> <td>DSL回線の終端への伝送方向については最大 1.536Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 512Kbit/s までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	1.5Mbit/s	最大 1.536Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	512Kbit/s	最大 512kbit/s までの符号伝送が可能なもの	品目	内容	10Mbit/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大 10.592Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 1.024Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	8Mbit/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大 8.064Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 1.024Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1.5Mbit/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大 1.536Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 512Kbit/s までの符号伝送が可能なもの
品目	内容														
1.5Mbit/s	最大 1.536Mbit/s までの符号伝送が可能なもの														
512Kbit/s	最大 512kbit/s までの符号伝送が可能なもの														
品目	内容														
10Mbit/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大 10.592Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 1.024Mbit/s までの符号伝送が可能なもの														
8Mbit/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大 8.064Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 1.024Mbit/s までの符号伝送が可能なもの														
1.5Mbit/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大 1.536Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 512Kbit/s までの符号伝送が可能なもの														

備考

ア 当社は、当社の提供区間とDSL回線に係る協定事業者の提供区間を合せて、旧第2種契約に係る定額利用料を設定します。
 イ 旧第2種IP通信網サービスに係る通信は、利用回線等の終端、相互接続点、及びその他当社が必要により設置する電気通信設備との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2 通信の態様による細目

1項で定める品目について以下の区分を設けます

ア 契約者回線の細目による区別

区分	内容
タイプ1	アッカネットワークスとの相互接続協定書等に基づき当社が提供条件を定め提供するもの
タイプ2	イー・アクセスとの相互接続協定書等に基づき当社が提供条件を定め提供するもの

イ IPアドレス数による区別

区分	内容
ア. プラン1	IPアドレスを1個に限り提供するもの
イ. プラン2	IPアドレスを8個に限り提供するもの
ウ. プラン3	IPアドレスを16個に限り提供するもの
エ. プラン4	イ、ウ、エ以外のもの

(2) 月額利用料

a DSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が同じもの

1DSL回線ごとに月額

区分			料金額
1.5Mbit/s	タイプ 1	プラン4	電話非重畳型 税抜額 79,800 円(税込額 83,790 円)
512Kbit/s	タイプ 1	プラン3	電話重畳型 税抜額 31,600 円(税込額 33,180 円)
			電話非重畳型 税抜額 29,800 円(税込額 31,290 円)

備考

ア 電話重畳型のものは、協定事業者の契約約款又は料金表に規定するDSL等接続専用サービス(利用回線型サービスのもの)に限ります。
 イ 電話非重畳型のものは、協定事業者の契約約款又は料金表に規定するDSL等接続専用サービス(契約者回線型サービスのもの)に限ります。
 ウ. 1.5Mbit/s については電話非重畳型に限り提供します。

b DSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が異なるもの

1DSL回線ごとに月額

区分			料金額
10Mbit/s	タイプ 1	プラン2	電話重畳型 税抜額 49,200 円(税込額 51,660 円)
			電話非重畳型 税抜額 51,000 円(税込額 53,550 円)
		プラン4	電話重畳型 税抜額 53,000 円(税込額 55,650 円)
			電話非重畳型 税抜額 54,800 円(税込額 57,540 円)
8Mbit/s	タイプ2	プラン1	電話重畳型 税抜額 18,200 円(税込額 19,110 円)
			電話非重畳型 税抜額 20,000 円(税込額 21,000 円)
		プラン2	電話重畳型 税抜額 27,000 円(税込額 28,350 円)
			電話非重畳型 税抜額 28,800 円(税込額 30,240 円)
1.5Mbit/s	タイプ 1	プラン2	電話重畳型 税抜額 16,000 円(税込額 16,800 円)

		電話非重畳型	税抜額 17,800 円(税込額 18,690 円)
	プラン4	電話重畳型	税抜額 48,000 円(税込額 50,400 円)
		電話非重畳型	税抜額 49,800 円(税込額 52,290 円)
備考			
ア 電話重畳型のもは、協定事業者の契約約款又は料金表に規定するDSL等接続専用サービス(利用回線型サービスのものに限ります。)に係るDSL回線を使用して行うものをいいます。			
イ 電話非重畳型のもは、協定事業者の契約約款又は料金表に規定するDSL等接続専用サービス(契約者回線型サービスのものに限ります。)に係るDSL回線を使用して行うものをいいます。			

(3) 工事費

A. DSL回線に係るもの

a 回線開通工事に係るもの

1の工事ごとに

区 分	工事費の額
DSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が同じもの(品目が 1.5Mbit/s のものに限ります。)	税抜額 53,500 円(税込額 56,175 円)
DSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が違うもの(品目が 10Mbit/s 及び 8Mbit/s プラン4のものに限ります。)	税抜額 16,500 円(税込額 17,325 円)
DSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が同じもの(品目が 512kbit/s のものに限ります。)及びDSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が違うもの(品目が 1.5Mbit/s プラン 1 のものに限ります。)	税抜額 43,600 円(税込額 45,780 円)
DSL回線の終端への伝送方向と他の伝送方向の符号伝送の最大速度が違うもの(品目が 8Mbit/s プラン3及び 1.5Mbit/s3のものに限ります。)	税抜額 9000 円(税込額 9,450 円)

b a以外のもの

1の工事ごとに

区 分	工事費の額
接続事業者調整工事費	税抜額 800 円(税込額 840 円)
回線調整工事費(基本)	税抜額 10,900 円(税込額 11,445 円)
回線調整工事費(回線収容替え作業)	税抜額 8,600 円(税込額 9,030 円)
回線調整工事費(ブリッジタップ外し作業)	税抜額 9,700 円(税込額 10,185 円)
保安器交換費	税抜額 9,300 円(税込額 9,765 円)
保安器交換費加算額 (回線収容替えと同時工事の場合)	税抜額 4,800 円(税込額 5,040 円)
保安器交換費加算額 (ブリッジタップ外しと同時工事の場合)	税抜額 4,800 円(税込額 5,040 円)
DSLモデム設置派遣工事費	税抜額 17,000 円(税込額 17,850 円)
DSLモデム撤去派遣工事費	税抜額 11,000 円(税込額 11,550 円)
DSLモデム設定変更派遣工事費	税抜額 11,000 円(税込額 11,550 円)
DSLモデム変更費	実費
DSL回線変更手続費	税抜額 3,000 円(税込額 3150 円)
宅内診断工事費	実費

(4) 旧第2種サービスの端末設備の故障等発生時に係る派遣対応について

区 分	単 位	料金額
派遣対応費	1の登録ごとに月額	税抜額 2,000 円(税込額 2,100 円)
適用		
1 当社はイー・アクセスの回線を利用する旧第2種契約者の求めに応じ、イー・アクセス貸与する端末設備(以下、DSL モデムという)の故障時に当社の判断により要員の派遣にて当該端末機器の交換		

作業を行います。なお、作業実施の判断は当社が行うこととし、第2種契約者の宅内における問題、独自の設定に起因する作業等については実施しません。

- 2 1を希望されるお客様はあらかじめ登録を要します。
- 3 当社は、工事派遣の要請その他の受付を当社の営業時間に受け付けます。
- 4 派遣対応は受付後、当社で実施判断を行い、速やかに行ないます。
- 5 工事派遣要請を受けた日の 15 時までに実施判断が出来た場合は当日中を目処に派遣を行います。なお、実施判断が 15 時以降の場合は翌日の営業時間内の派遣を行うものとします。
- 6 上記規定に関わらず、特定協定事業者が決定する方針の変更その他外部条件の変化等により、料金額、その他条件を変更することがあります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(損害賠償に関する経過措置)

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

7 その他の提供条件は、この約款に規定する第2種IP通信網サービスに関する提供条件に準ずるものとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 2 月 8 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 当社が改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)の規定で締結している第 3 種契約は、この改正規定実施の日において、第 3 種契約にかかる通常契約みなして取り扱います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(損害賠償に関する経過措置)

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 6 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 8 月 3 日から実施します。

(経過措置)

2 当社が改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)の規定で締結している附帯サービスのドメイン名登録手数料、ドメイン名維持管理料の契約は、この改正規定実施の日において、ドメイン取得代行サービスの契約とみなして取り扱います。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 9 月 1 日から実施します。

(経過規定)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、改正前の本約款の規定により締結している当社との契約は、この改正実施の日において、改正後の本約款の規定による当社との契約とみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 8 月 2 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 8 月 2 日から実施します。

(経過措置)

2 当社が改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)の規定の第1定額利用料(1)第1種IP通信網に係わるもの(エ)IPアドレス数による区分「プラン4」、「プラン5」により提供を受けている第1種IP通信網契約は、この改正規定実施の日において、第1種IP通信網契約にかかる通常契約みなして取り扱います。

(改正前約款 定額利用料の適応、定額利用料)

3 改正前約款 第1種IP通信網の定額利用料の適応、定額利用料は以下の通りとします。

(1)改正前約款 第1種IP通信網に係わる料金の適応(エ)IPアドレス数による区別 プラン4、プラン5の適応

プラン4	その第1種契約に係るIPアドレスの数が、32個のもの
プラン5	その第1種契約に係るIPアドレスの数が、64個のもの

(2)改正前約款 第1種IP通信網に係わる料金の適応(エ)IPアドレス数による区別 プラン4、プラン5の定額利用料

タイプ1	プラン4	税抜額 156,000 円(税込額 163,800 円)
タイプ1	プラン5	税抜額 186,000 円(税込額 195,300 円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(損害賠償に関する経過措置)

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 8 月 2 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)の第1種IP通信網の利用回線の細目による区分「光アクセスメニュー」で規定していた下表の左欄(改定前)の光アクセスメニューの細目による区分、IP アドレス数による区分は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の第1種IP通信網サービスの利用回線の細目による区分「光アクセスメニュー」に規定する下表の右欄(改定後)のIPバージョンの細目による区別、光アクセスメニューの細目による区分、IPv4アドレ

ス数による区分とみなします。

改定前		改定後		
光アクセスメニューの細目による区分	IP アドレス数による区分	IP バージョンの細目による区分	光アクセスメニューの細目による区分	IPv4アドレス数による区分
タイプ1	プラン1	カテゴリ1	タイプ1	プラン1
タイプ1	プラン2	カテゴリ1	タイプ1	プラン2
タイプ1	プラン3	カテゴリ1	タイプ1	プラン3
タイプ2	プラン1	カテゴリ1	タイプ2	プラン1
タイプ2	プラン2	カテゴリ1	タイプ2	プラン2
タイプ2	プラン3	カテゴリ1	タイプ2	プラン3
タイプ3	プラン1	カテゴリ1	タイプ3	プラン1
タイプ3	プラン2	カテゴリ1	タイプ3	プラン2

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 8 月 2 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)の第3種IP通信網で規定していた下表の左欄(改定前)の品目は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の第3種IP通信網で規定する下表の右欄(改定後)のIPバージョンの細目による区別、品目とみなします。

改定前	改定後	
品目	IP バージョンの細目による区分	品目
100base-tx に係るもの	カテゴリ1	100base-tx に係るもの
1000base-tx に係るもの	カテゴリ1	1000base-tx に係るもの

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 8 月 2 日から実施します。

(経過措置)

2 当社が改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)の規定の第1定額利用料(2)第2種 IP 通信網に係わるもの1. 品目(1)DSL アクセスに係わるもののうち、(2)通信の態様による細目(ア)伝送方式による区分タイプ2により提供を受けている第2種 IP 通信網契約は、この改正規定実施の日において、第2種 IP 通信網契約にかかる通常契約みなして取り扱います。

(第2種IP通信網サービス改正前約款プラン4の定額利用料の定額利用料)

3 以下の通りとします。

(1)DSLに係わるもの タイプ2 改正前約款の定額利用料

タイプ2	プラン2	電話重畳型	税抜額 29,500 円(税込額 30,975 円)
		電話非重畳型	税抜額 31,300 円(税込額 32,865 円)
	プラン3	電話重畳型	税抜額 45,000 円(税込額 47,250 円)
		電話非重畳型	税抜額 46,800 円(税込額 49,140 円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 10 月 4 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)の第1種IP通信網の光アクセスメニューの細目による区分「タイプ3」は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の第1種IP通信網の光アクセスメニューの細目による区分「タイプ4」とみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 12 月 22 日から実施します。

(経過措置)

2 当社が改正前の約款(以下「改正前約款」といいます。)の規定の第1定額利用料(2)第2種 IP 通信網に係わる光アクセスにより提供を受けている第2種 IP 通信網契約は、この改正規定実施の日において、第2種 IP 通信網契約にかかる通常契約みなして取り扱います。

(第2種IP通信網サービス改正前契約光アクセスに係わる品目)

3 光アクセスに係わる品目は以下の通りとします。

品目	内容
10Mbit/s	10Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
備考	ア 当社は、当社の提供区間と利用回線に係る協定事業者の提供区間を合せて、第2種契約に係る定額利用料を設定します。 イ 第2種IP通信網サービスに係る通信は、利用回線等の終端、相互接続点、及びその他当社が必要により設置する電気通信設備との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

(第2種IP通信網サービス改正前約款光アクセスの定額利用料)

4 以下の通りとします。

1光アクセス回線ごとに月額

区分		料金額	
10Mbit/s	タイプ1	プラン1	税抜額 28,000 円(税込額 29,400 円)
		プラン2	税抜額 33,000 円(税込額 34,650 円)
		プラン3	税抜額 36,000 円(税込額 37,800 円)
	タイプ2	プラン1	税抜額 17,500 円(税込額 18,375 円)

(第2種IP通信網サービス改正前約款光アクセスの手続きに関する料金)

5 以下の通りとします。

(1) 移転に係るもの

1の工事ごとに

区 分	工事費の額
移転工事費(特定協定事業者のダークファイバー工事が発生する移転の場合)	税抜額 30,000 円(税込額 31,500 円)
屋内配線変更工事費(特定協定事業者のダークファイバー工事が発生しない移転の場合)	税抜額 16,000 円(税込額 14,700 円)
備考 (1)特殊な工事、夜間・休日の工事、危険が伴う工事等に関しては、別途実費費用をいただく場合があります。 (2)光アクセス回線開通工事費には、光アクセス回線敷設または回線終端装置設置の際に必要な建物内の屋内配管などの工事は含まれません。	

(2) サービス種別変更に係るもの

区 分	工事費の額
タイプ変更工事費	実費

(3) (1)、(2)以外のもの

区 分	工事費の額
屋内配線撤去工事費	20,000 円(税込額 21,000 円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

6 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。